

平成27年11月

事業主・加入者の皆さまへ

平成27年度被扶養者資格の再確認について（お知らせ）

当組合では、被扶養者の適正な認定と把握及び保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくために再確認を実施いたします。

この再確認は健康保険法施行規則第50条に基づいて実施するものでありますので、なにとぞご理解とご協力をお願いいたします。

被扶養者再確認は次の要領で実施しますので、よろしく申し上げます。

《実施の要領》

- 1 実施期間：平成27年11月～平成28年1月
- 2 対象者：満18歳以上（平成9年4月1日以前生まれ）の全被扶養者
- 3 再確認の流れ： 健保組合から事業主様に被扶養者リストを送付します。
対象被扶養者のいる被保険者の方に「健康保険被扶養者確認調書」（A4サイズ）が封入された封筒が事業主様から配付されます。
「健康保険被扶養者確認調書」の記入例を参考に、記入押印し、必要書類を添付のうえ、平成28年1月20日までに事業所に提出する。
事業所でとりまとめ、平成28年1月29日までに健保組合に提出する。

参考

《認定の基準》

被保険者により生計を維持されており、引き続き下記の要件に該当する方。

- ・ 被扶養者の年間収入が通勤交通費を含めて130万円（60歳以上又は障害者は180万円）未満であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること。
- ・ 別居の場合は、前記の収入条件を満たし、かつ、被扶養者の収入が被保険者からの仕送り額より少ないこと。

《収入の範囲》

- 1 勤労収入（給与、賞与とも税金等控除前の総収入額（通勤交通費も含む））
- 2 各種年金収入（厚生年金・国民年金・遺族年金・障害年金・公務員等の共済年金・企業年金・年金基金・私的年金等）
- 3 事業収入（農業・商業・漁業・林業等自家営業に基づく収入、また保険の外交等自由業に基づく収入）
- 4 投資収入（株式配当金・決算剰余配当金等）
- 5 利子収入（預金利子・有価証券等による利子収入）
- 6 不動産賃貸収入（土地・家屋等）
- 7 雇用保険法による基本手当
- 8 健康保険法及び労災保険法による休業補償費
- 9 譲渡所得
- 10 雑収入（原稿料・印税・講演料等）
- 11 その他、継続性のある収入

《重要》

この再確認調査により被扶養者資格がないことを確認したときは確認した日、また、期限までに提出がなかったときは平成28年4月1日付をもって被扶養者資格を抹消し、以後に医療機関等で受診された場合は、医療費を返還していただくこととなりますのでくれぐれもご注意ください。